

9月1日より使用済み小型家電の回収がはじまります。

家庭で使われなくなった小型家電を回収し、適正に資源化を行う事業者に引き渡し、小型家電に含まれるレアメタルなどの貴重な金属のリサイクルを推進するため、9月1日より使用済み小型家電のリサイクルを開始します。

役場と上三川いきいきプラザ、両施設の入口ホールに回収ボックスを設置しますので、ご家庭で眠っている小型家電の回収にご協力をお願いします。



小型家電 上三川町

このマークは、回収ボックスの目印です

- ▼回収品目Ⅱ家庭で使われなくなった小型家電で回収ボックスの投入口に入るもの（縦15センチメートル×横50センチメートル×奥行30センチメートル未満）
- パソコンも回収ボックスの投入口に入るものは回収の対象となります
- ▼回収場所Ⅱ役場 町民ホール内、上三川いきいきプラザ入口ホール内
- ※回収可能時間は各施設の営業時間に準じます。
- ▼注意事項Ⅱ個人情報を含むものは、あらかじめデータを削除してください。電池・電球などは外して危険ごみにお出しください。回収ボックスの投入口に入らない場合や回収ボックスをご利用にならない場合は、従来の分別ルールに従ってお出しください。
- ▼問い合わせ先Ⅱ

住民生活課 生活環境係
☎(56) 9131

国民年金(老齢基礎年金)を受け取るためには

- ・60歳までに、原則として国民年金保険料(厚生年金・共済年金を含む)を25年(300月)以上納め、65歳の誕生日を迎えた方が手続きできます。
- ・60歳～64歳の方でも年金を受け取る手続きはできますが、年齢に応じて支給される金額が減額されます。
- 又、66歳～70歳で年金を受け取る場合は、年齢に応じて金額が増額されます。
- ・手続きに必要なものは、年金手帳、戸籍謄本、世帯全員の住民票、印鑑、ご本人名義の預金通帳などですが、ご本人が加入していた年金の内容と配偶者の方が加入していた年金の種類により、本人及び配偶者の所得証明等が必要になる場合があります。
- ※事前に役場又は年金事務所にお問い合わせください。
- ※第3号被保険者や厚生年金・共済年金に加入している人または、加入していた人は、役場では申請をお預かりできません。年金事務所での手続きになります。

▶問い合わせ先＝●保険課 高齢者年金係 ☎(56)9129
●宇都宮西年金事務所(お客様相談室) ☎028(622)4281

お詫びと訂正

広報かみのかわ8月号の7ページでお知らせしました「高齢者在宅福祉サービスの「ご案内」の一部に誤りがありました。」訂正してお詫びいたします。

○②安否確認・緊急通報システムの貸与

(誤) 対象者Ⅱおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者が高齢者のみの世帯で、健康状態・身体状況に不安があり、緊急時に迅速に行動することが困難な方、又はひとり暮らしの1級又は2級の身体障がい者。

(正) 対象者Ⅱおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者が高齢者のみの世帯、又はひとり暮らしで1級又は2級の身体障がい者で、健康状態・身体状況に不安があり、緊急時に迅速に行動することが困難な方。

毎年9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

屋外広告物の許可申請について

◎屋外広告物とは・・・常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものです。
例) 広告板、広告塔、壁面広告物、はり紙、立看板、置看板、のぼり旗、広告幕、アドバルーン等

屋外広告物は、**屋外広告物法**や**栃木県屋外広告物条例**に基づく規制を受けるので、掲出するときは、**原則許可が必要**です。(一部適用除外があります。)

県の条例には、掲出することを禁止する**禁止地域**や**禁止物件**が定められています。
また、許可を受けることによって掲出できる**許可地域**も定められています。

町内の許可地域は、

- ・田園調和型地域
 - ・田園調和型沿線地域
 - ・市街地形成型地域
- の3つに区分されており、各地域によって許可基準が異なります。

その他、屋外広告物の種類によっても許可基準が異なります。
例えば、野立広告物の許可基準は、下記のとおりです。

(野立広告板)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・6m以下 ・道路からの後退距離以下	・6m以下 ・道路からの後退距離以下	・6m以下
面積	・10㎡以内/面 表裏各1面/件(20㎡以内/基)	・20㎡以内/面 表裏各1面/件(40㎡以内/基)	・20㎡以内/面 表裏各1面/件(40㎡以内/基)
後退距離・間隔	・道路から1m以上かつ広告物の高さ以上 ・広告物相互間30m以上	・道路から1m以上かつ広告物の高さ以上 ・広告物相互間30m以上	・道路からの後退距離なし ・道路への突出不可
基数・共架数	・共架:縦に5件/基 但し、合計面積は上記面積の範囲内	・共架:縦に5件/基 但し、合計面積は上記面積の範囲内	・1基/前面道路 ・共架:縦に5件/基 但し、合計面積は40㎡以内
照明	・白色系、点滅不可		

注: 前面道路・・・事業所等の敷地が接する公道

※上記以外の広告物の場合は、問い合わせ先に照会ください。ただし、車両又は船舶に表示される広告物については、許可申請窓口が栃木県都市計画課となりますので、詳細は栃木県ホームページよりご確認ください。

屋外広告物許可期間満了に伴う更新許可申請について

○許可期間経過後も継続して当該広告物を掲出する場合には、許可期間更新の申請が必要となります。
期限満了前に更新の手続きをお願いいたします。

【提出書類】

- ・屋外広告物更新許可申請書(正本・副本各1部)
- ・添付書類(正本・副本にそれぞれ添付)
 - ①屋外広告物自己点検結果確認書
 - ②広告物の現況写真(3ヶ月以内に撮影したもの)
 - ③その他(使用権を証する書面等、必要な場合に添付してください)



【手数料】

- ・広告物の種類や表示面積により異なります。
(申請受付・内容審査後、手数料を納めていただく納付書を発行いたします。
納付を確認後、許可書を発行いたします。)

※なお、すでに広告物が除却されており、更新の必要がない場合には、速やかに除却届を提出してください。

▶問い合わせ先＝都市建設課 都市計画係 ☎569140